

# 申告書記載要領

## 不動産取得税減額等申請書

- この申告書は、不動産を取得した日から60日以内に提出してください。なお、やむを得ず60日を過ぎた場合でも申告書を受理しますので提出をお願いします。
- 連絡先電話番号は必ず記入してください。
- 不動産を取得したことの申告又は徴収猶予の申請をする場合は、「□次のとおり不動産を取得した（又は徴収猶予の申請をする）ことを申告します。」の□のところに✓印をつけてください。  
また、不動産取得税の減額等申請をする場合には、「□下記のとおりですから、不動産取得税を減額（及び還付）してください。」の□のところに✓印をつけてください。
- 「取得した不動産の明細」欄は、次により記入してください。
  - 「土地」欄のなかの「地目」欄には、田、畑、宅地、山林、原野等の別を記入してください。  
なお、土地の持分を取得した場合には、「地積」欄には土地全体の面積を記入し、その下欄に取得持分を括弧書きしてください。
  - 「家屋」欄のなかの「種類」は、住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫、店舗併用住宅等の別を、「構造」は、木造瓦葺2階建、鉄筋コンクリート造3階建というように具体的に記入してください。  
なお、家屋の持分を取得した場合には、「床面積」欄には家屋の延べ床面積を記入し、その下欄に取得持分を括弧書きしてください。
  - 「取得年月日」欄には、売買、交換、贈与等により取得した場合には、譲渡が行われた日を記入してください。また家屋を新築した場合には、最初に使用又は譲渡が行われた日を、家屋を増築又は改築した場合には、増築又は改築のあった日をそれぞれ記入してください。
  - 「取得原因」欄には、売買、交換、贈与、新築、増築、改築等の別を記入してください。
  - 「土地」欄のなかの「登記受付年月日」欄には登記受付の日を、「家屋」欄のなかの「建築又は登記受付年月日」欄には、家屋を建築した場合には建築年月日を、承継により取得した場合には登記受付の日を記入してください。
- 住宅の新築に伴う徴収猶予を申請する場合には、「□住宅の新築に伴う徴収猶予の場合」の□のところに✓印をつけ、住宅の新築予定日及び徴収猶予期限希望日を朱書きで記入してください。なお、この場合には、該当事項を証明できる書類（建築確認済証等）の写しなど参考資料を添付してください。  
また、「取得した不動産の明細」の「家屋」欄の「所在地」欄から「取得原因」欄までに、取得予定の家屋の内容（「取得年月日」欄は取得（予定）年月日）を朱書きで記入してください。
- 住宅の新築以外で徴収猶予を申請する場合には、「□左記以外の徴収猶予の場合」の□のところに✓印をつけ、該当事項を記入の上、該当事項を証明できる書類の写しなど参考資料を添付してください。
- 不動産取得税の減額等申請をする場合には、「減額等申請理由」欄の中から該当する項目の□のところに✓印をつけ、直接管轄の県税事務所に提出してください。  
なお、減額の対象となる土地の取得について、不動産取得税がすでに課税されている場合には、その課税及び減額の内容を「備考」欄の中の「年度」欄、「整理番号」欄、「納期限」欄、「税額」欄、「減額を必要とする額」欄、「減額後の税額」欄及び「還付申請金額」欄に記入してください。（「減額を必要とする額」等が分からない場合には、わからない部分の記入は不要です。）
- 徴収猶予又は減額等を申請する場合において、住宅を新築した(予定の場合で、土地の取得者と住宅の取得者が異なるときは、「備考」欄に新築（又は新築予定の）住宅の所在地、家屋番号、種類及び構造、床面積、取得（予定）年月日、新築（予定）者の氏名及び住所を記入してください。
- 還付申請金額がある場合には、「備考」欄に還付金の振込先である本人の金融機関の口座を記入してください。  
なお、共有で不動産を取得した場合にあたっては代表者の方の金融機関の口座を記入してください。

### ◎減額の申請に必要な書類

家屋の登記事項証明書又は検査済証、土地の登記事項証明書、土地建物売買契約書など

（減額の規定により必要書類が異なりますので、事前に管轄の県税事務所にお問い合わせください。）

⇒管轄の県税事務所はこちらから確認いただけます。

